

## 「くらよしプレミアムクーポン」 使える店舗・施設募集のご案内

(一社)倉吉観光 MICE 協会は、令和4年度倉吉市観光施設等誘客促進支援業務の委託を受け、このたび倉吉市が発行する「くらよしプレミアムクーポン」が使える店舗・施設を募集いたします。

使える店舗・施設として登録を希望される場合、本募集要領をご確認のうえ、登録申請書兼承諾書(別紙)を倉吉観光 MICE 協会まで期限内にご提出ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況、国や鳥取県が実施する施策の時期等により、事業内容を急きょ変更する可能性がございます。予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

このたび次の2種を募集いたします。本紙は ② の募集案内となります。

### ① 「くらよしプレミアムクーポン」の販売事業者

①の募集案内は、別に公募する募集要領をご確認ください。ホームページにて公開しています。

### ② 「くらよしプレミアムクーポン」が使える店舗・施設 (※)

(※) クーポンが使える店舗・施設の登録枠は2種あり、

- 「飲食クーポン」が使える飲食枠……飲食店・宿泊施設の飲食対象
- 「観光クーポン」が使える観光枠……観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス事業者対象

となります。詳細は次ページ以降をご確認ください。

## 1. 「くらしプレミアムクーポン」発行の目的

鳥取県が実施する飲食店支援キャンペーンの終了予定時期に合わせ、倉吉市内の飲食店、観光事業者で利用できる独自のクーポンを発行することで、新型コロナウイルス感染症の長期化で大きな影響を受け続ける市内の飲食業、観光業への誘客、消費促進を後押しし、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

## 2. クーポン概要

名称	くらしプレミアムクーポン
発行	倉吉市
受託事業者	(一社)倉吉観光 MICE 協会
発行数	28,000 セット (発行総額 196,000,000 円)
額面・仕様 券種内訳	<b>1セット7,000 円 (500 円×14 枚綴り)</b> 14 枚構成内訳: ①「飲食クーポン」500 円券×12 枚 (6,000 円分) ・・・飲食店・宿泊施設の飲食で利用可 ②「観光クーポン」500 円券×2 枚 (1,000 円分) ・・・観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス事業者で利用可 A3 サイズ1枚平面、ナンバリング、複製防止加工
販売価格	1セット5,000 円
プレミアム額	2,000 円/セット(プレミアム率 40%) プレミアム分は倉吉市が負担
販売期間	令和4年8月5日(金)～令和5年1月31日(火) ※完売次第、販売終了
使用期間	令和4年8月5日(金)～令和5年1月31日(火)
購入対象者	制限無し
購入条件	1人1日あたり5セット以内 (日を変えれば、同じ方が何度でも購入可)
参画負担金	不要

## 3. クーポンの取扱い

クーポンは以下のとおり取り扱うものとする。

- クーポンは「使える店舗・施設」での取引においてのみ使用が可能です。
- 国のGoToトラベルクーポン類、県や他の自治体の事業で発行される各種の定額クーポン類と併用可能です。
- クーポンは次の用途には使用出来ません。
  - ・クーポンを単に現金化すること及びこれに類する行為。クーポンを担保に供し、または質入れすること。
  - ・換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等)、たばこ事業法に規定する製造たばこの購入。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い。
  - ・国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い。
  - ・クーポンの交換や売買。
  - ・発行者がクーポンの使用に相応しくないと判断したもの。
- 500 円(税込)のご利用につき、500 円券1枚が使えます。(=おつりは出しません)。
- クーポンの額面以上の使用の場合、不足分は現金(電子マネー含む)にて受け取り下さい。
- クーポンの盗難・紛失、換金期限切れ等による損失に対して、発行者は責任を負いません。クーポンの盗難・紛失については損害賠償が発生する場合がございます。厳重な管理をお願いします。
- 上記禁止行為、使用対象にならないものによるクーポンの使用が発覚したときは、損害賠償、登録の抹消、換金の拒否その他処分を行う場合があります。

#### 4. 使える店舗・施設への応募資格

申込書の提出時点において、鳥取県内に本社本店を置く事業者で倉吉市内に固定施設による店舗がある事業者が応募可能とする。また、クーポンごとに、次の要件を全て満たしている事を条件とし、提供するサービスや事業内容を確認のうえ、登録を行う。

◆ 「飲食クーポン」の参画・利用条件は以下のとおりです。

- ① 飲食店の営業許可を取得していること（営業許可証のコピーまたは写真を要提出）。
- ② 食品衛生法第55条（旧法第52条）の許可を受けた事業者であり、主として飲食物を提供する者に限って使用できる。ただし、学校給食、社員食堂等、利用者が限定される店舗は除く。
- ③ 鳥取県「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」又は「新型コロナ安心対策認証店」に登録していること。
- ④ 「飲食クーポン」参画枠に登録した事業者は、「観光クーポン」参画枠には登録できない。二重登録不可。
- ⑤ 飲食クーポンは、宿泊代金の支払いには使えない。

◆ 「観光クーポン」の参画・利用条件は以下のとおりです。

- ① 「観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス」の事業を営む者
- ② 倉吉観光 MICE 協会会員であること。

※非会員事業者様は、この機会に入会のご検討をお願いいたします。ご入会資料は別紙にてご案内いたします。当協会の「定款」は以下 URL（又は右の QR コード）からご確認いただけます。（ <https://www.kurayoshi-kankou.jp/about/> ）



- ③ 「観光クーポン」参画枠に登録した事業者は、「飲食クーポン」参画枠には登録できない。二重登録不可。
- ④ 観光クーポンは、宿泊代金の支払いには使えない。

◆ 以下は、飲食クーポン、観光クーポン問わず、全事業者共通の条件となります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業（同条第1項第1号から3号を除く。）を行っていない者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない者
- ③ 役員等（法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとします。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である者若しくは暴力団又は暴力団員が経営に関与していない者
- ④ 暴力団員を雇用していない者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員を問題解決の為に利用していない者
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしていない、あるいは社会的に非難されるべき関係を有していない者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であること若しくは上記に掲げる行為を行う者と知りながら、その者に飲食の製造、仕入、納入やその他業務を下請け等させていない者

#### 5. 使える店舗・施設としての責務

使える店舗・施設は次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 使える店舗・施設であることがクーポン使用者に対して明確になるよう、別途配布する参画明示広報物（使える店舗・施設用 POP）を分かりやすい場所に掲示する。
- (2) 使用者が持ち込んだクーポンについて明らかに偽造・模造されたと判別できる場合には、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに（一社）倉吉観光 MICE 協会事務局へ報告する。

※原則として、こうしたクーポンを受領した等、使える店舗・施設側に過失がある場合には、使える店舗・施設負担

となります。但し、当協会が加入する保険の補償となる損害に当てはまる場合には、保険の適用範囲内で対処いたします。

- (3) クーポンを受領した際は、裏面に使える店舗・施設が特定できる印章を押印し、再使用防止措置を講じる。すでに使える店舗・施設の印章が押印されたクーポンを提示された場合には受領を拒否してください。
- (4) クーポンの取扱い期間中(令和4年8月5日～令和5年1月31日)は登録事業所として事業に参加し、真にやむを得ない場合を除いて途中辞退をしない。
- (5) クーポンの交換、売買、再販、再流通、偽造、悪用、濫用を行わない。
- (6) クーポンの使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、事業者側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努める。
- (7) 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努める。
- (8) 事業期間中クーポンの取扱いに関し、倉吉市又は倉吉観光 MICE 協会からの改善要請等があった場合には、それに従い事業運営に協力する。また、事業期間中、又は終了後、市の要請により本事業の成果等に関するアンケートをお願いする場合は協力する。

## 6. 参画登録枠

クーポン登録枠は2種あり、各枠で使えるクーポンは以下表のうちいずれか1種で、二重登録不可とします。

登録枠	参画条件	1セットのうち使えるクーポン
飲食枠	「飲食クーポン」が使える店舗・施設の応募資格要件を満たす飲食業事業者	500円×12枚 6,000円分
観光枠	「観光クーポン」が使える店舗・施設の応募資格の要件を満たす、観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービスを営む事業者で倉吉観光 MICE 協会会員。(提供する商品、サービス等内容を確認の上、登録完了となります。)	500円×2枚 1,000円分

## 7. 使える店舗・施設への応募方法等

申込方法等は次のとおりです。

申込期間	令和4年6月下旬募集開始～令和5年1月15日(日)	
申込期限の区分と違い	一次募集 申込期限 令和4年7月12日(火) 17時必着	クーポン販売を告知する新聞折り込みチラシ(倉吉市内全紙、8月上旬折込予定)、クーポン購入者に配布する「使える店舗・施設」一覧等の印刷物、Web(当協会ホームページ、SNS 広報媒体)に掲載します。
	一次募集締め切り以降 7月13日(水) ～令和5年1月15日(日)	Web(当協会ホームページ、SNS 広報媒体)にのみ随時追加掲載します。※応募受付後、利用開始となるまで、約3日間を要します。
申込時の必要書類	<b>(1) 飲食枠・観光枠共通) 「くらしプレミアムクーポン」使える店舗・施設 登録申請書兼誓約書</b> 登録される枠の申請書兼承諾書にご記入ください。 申込方法②③④の場合、必要です。(倉吉観光 MICE 協会ホームページよりダウンロード可。) 申込方法①の場合は、Webより入力、誓約いただきます。 <b>(2) 飲食枠のみ) 営業許可証のコピー又は写真</b> (申込方法①～④いずれの方法でも提出必須)	
申込方法	<b>① Web 申込</b> …… 倉吉観光 MICE 協会ホームページ内の申込フォーム(Google フォーム)より <a href="https://www.kurayoshi-kankou.jp/kurapremium_bosyu">https://www.kurayoshi-kankou.jp/kurapremium_bosyu</a> 次の QR コードを読み込み、申請いただけます。複数店舗ある事業者は、店舗ごとに入力ください。	

	<p>◆<b>飲食クーポン(飲食業)</b>のご登録 営業許可証 PDF 又は画像の添付には Google アカウントが必要です。↓</p>  <p>◆<b>観光クーポン(観光・体験施設、観光土産店、 タクシー・運転代行サービス事業者)</b>のご登録 (Google アカウントは必要ありません) ↓</p>  <p>② Mail …………… 倉吉観光 MICE 協会宛 ( <a href="mailto:shirakabe.information@gmail.com">shirakabe.information@gmail.com</a> ) (1)登録申請書兼誓約書 (飲食枠のみ(2)営業許可証 PDF 又は画像)をメールに添付してください。</p> <p>③ FAX …………… 倉吉観光 MICE 協会宛 FAX 0858-24-5015</p> <p>④ 持参・郵送 …… 倉吉白壁土蔵群観光案内所まで (倉吉市魚町 2568-1、観光バス P 北隣)</p>
承認可否の 通知方法	<p>➤ 原則として、お申込み直後には、非承認となった場合、又は登録にあたり不明点がある場合のみ個別に通知します。 (①Google フォームからお申込みの場合、送信直後に受付完了メッセージが届きます。)</p> <p>➤ 申込が承認された店舗・施設様には、7 月下旬以降、登録完了通知とともに、使える店舗・施設の掲出用 POP、換金マニュアル等の書類一式を順次郵送しますので、その授受により承認のお知らせとします。</p> <p>➤ 一次締切以降にお申込みされた場合、登録完了通知の到着まで少なくとも約 3 日を要します。</p>
	<p>➤ お申込みの完了をもって、本募集要領にすべて同意されたものとみなします。</p> <p>➤ 市内に複数店舗を持つ事業者は、各店舗単位ではなく事業者単位にて複数店舗申込書に必要事項を記載のうえお申込み下さい。(すべての店舗にて同様に对应いただく必要があります。①Google フォームからお申込みの場合には、1 店舗ずつ入力、送信ください。)</p>

## 8. 使える店舗・施設の承認取消し

本募集要領に違反する行為が認められたり、お申込みの内容に虚偽・不備等があったりした場合には、換金拒否や使える店舗・施設の承認を取り消すことがあります。またこれにより損害金が生じた場合は当該店舗・施設に対して損害請求をする場合があります。

## 9. 使用済クーポンの換金方法

(1) 換金方法は下記表のとおりです。

換金受付期間	令和 4 年 8 月 16 日(火)～ <b>令和 5 年 2 月 13 日(月)17:00 厳守</b> ※令和 5 年 2 月 13 日までに受付されなかったクーポンは換金不可
受付場所	倉吉白壁土蔵群観光案内所
受付時間	9:00～17:00 (無休) ※年末年始は短縮営業(12/31～1/3 は、10:00～16:00) 予定 ※冬季の積雪、各種警報発令等による悪天候の場合には、臨時休業や営業時間を変更する可能性があります。
換金方法	振込精算のみ (対象銀行:鳥取銀行、山陰合同銀行、倉吉信用金庫) 対象銀行に口座のない事業者は、新規口座開設をお願いします。
必要書類 (持参、又は郵送 いただく書類)	<p>➤ 裏面に店舗・施設の押印のある使用済みクーポン</p> <p>① 紙幣用カウンターで数えるため、<b>ホッチキス止めは一切不要</b>です。</p> <p>② <b>100 枚以上の場合、100 枚ごとに輪ゴムで束ねて</b>ください。</p> <p>③ 飲食枠のみ…<u>飲食クーポンは、1 セット×12 枚綴り(平面)のまま会計された場合、平面 12 枚綴りのまま持込可 (精算のために 1 枚ずつ もぎる必要はありません)。</u></p>

	<p>➤ <b>換金伝票</b>（倉吉観光 MICE 協会ホームページよりダウンロード可） 登録完了通知発送時にも複数枚同封します。観光案内所窓口にもご準備します。</p>
支払い	<p>クーポン持参日、郵送の場合は郵便到着日から起算して土日祝を除き、「最長 <u>10 営業日以内</u>」にご指定口座に振り込みます。</p>

## 10. 申請書兼誓約書(別紙)における誓約事項

クーポンが使える店舗・施設に登録するにあたり、飲食クーポンが使える事業者は以下①及び③～⑩、観光クーポンが使える事業者は以下②～⑩の記載内容をすべて遵守することを誓約し、登録を申請するものとします。

- ① 飲食枠への申請者として、飲食の提供なくクーポンの換金を行いません。また、食品衛生法第 55 条(旧法第 52 条)の飲食店営業の許可を受けた事業者で、鳥取県の「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」又は「新型コロナ安心対策認証店」に登録しています。
- ② 観光枠への申請者として、商品の販売、サービスの提供なくクーポンの換金を行いません。うちタクシー事業者は、法令に則り一般社団法人乗用旅客自動車営業許可を取得、運転代行サービスは、鳥取県公安委員会の自動車運転代行業者の認定を受けている事業者で間違いありません。
- ③ クーポンの再販・再流通・偽造・悪用・濫用を致しません。
- ④ クーポンを紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- ⑤ クーポンの取扱い期間中(令和 4 年 8 月 5 日～令和 5 年 1 月 31 日)は登録事業所として事業に参加し、真にやむを得ない場合に限り途中辞退は致しません。
- ⑥ クーポンの取扱い、参加店舗の責務のほか募集要領に記載している内容に同意し、遵守します。
- ⑦ クーポンの使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、事業者側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑧ クーポンの取扱いに関して、倉吉市又は倉吉観光 MICE 協会からの改善要請等があった場合それに従います。
- ⑨ 事業所(店舗)名・所在地・電話番号・業種の公表(ホームページ・チラシに記載)について同意します。
- ⑩ 登録する事業者は「風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する営業(同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く)を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗」、「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」ではありません。又、「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」に該当するか否か関係機関に照会することを承諾します。
- ⑪ 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めます。

## 11. その他

- (1) 本募集要領に記載されていない事項については、協議の上、決定します。
- (2) お申込時にご記入頂いた登録申請者の情報については、本事業及び今後同様の事業が発生する場合において使用し、それ以外の用途において使用することはありません。なお、使える店舗・施設情報の一部(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)について、倉吉観光 MICE 協会ホームページやクーポン周知チラシ等広報に使用します。
- (3) 使える店舗・施設が独自で本事業に関する広報を行う目的で、クーポンデザインの使用を希望される場合は、事前に倉吉観光 MICE 協会及び倉吉市の承認が必要となります。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

【事業主体】 倉吉市

【お問合せ(受託事業者)】 一般社団法人 倉吉観光 MICE 協会事務局

〒682-0821 倉吉市魚町 2568-1(赤瓦十号館内) 対応時間 8:30～17:15 ※年末年始は短縮営業  
TEL 0858-24-5371 FAX 0858-24-5015 Mail [shirakabe.information@gmail.com](mailto:shirakabe.information@gmail.com)